

盗難通帳（証書）・インターネットバンキングによる 預金等の不正な払戻しによる被害の補償について

当金庫は、平成20年2月20日（水）に全国信用金庫協会より公表された申し合わせ「預金等の不正な払戻しへの対応について」を踏まえ、平成20年8月18日（月）より、個人のお客様の盗難通帳・証書やインターネットバンキングによる預金等の不正な払戻しの被害について、次のとおり補償を行うことといたしました。

1. 盗難通帳・証書による預金等の不正な払戻しへの対応

個人のお客様が、盗難通帳・証書により預金等の不正払戻しの被害に遭われた場合には、預金者保護法における偽造・盗難キャッシュカード被害補償の対応に準じて、補償を行います。

なお、お客様に「重大な過失」がある場合は、被害補償の対象外となります。また、お客様に「過失」がある場合は、補償が一部減額となります。

（1）預金者の重大な過失となりうる場合

預金者の重大な過失となりうる場合とは、「故意」と同視しうる程度に注意義務に著しく違反する場合であり、その事例は、典型的には以下のとおりです。

預金者が他人に通帳を渡した場合

預金者が他人に記入・押印済みの払戻請求書、諸届を渡した場合

その他預金者に および の場合と同程度の著しい注意義務違反があると認められる場合

（2）預金者の過失となりうる場合

預金者の過失となりうる場合の事例は、以下のとおりです。

通帳を他人の目につきやすい場所に放置するなど、第三者に容易に奪われる状態に置いた場合

届出印の印影が押印された払戻請求書、諸届を通帳とともに保管していた場合

印章を通帳とともに保管していた場合

その他本人に から の場合と同程度の注意義務違反があると認められる場合

2．インターネットバンキングによる預金等の不正な払戻しへの対応

個人のお客様が、インターネットバンキングにより預金等の不正払戻しの被害に遭われた場合には、預金者保護法における偽造・盗難キャッシュカード被害補償の対応に準じて、補償を行います。

被害補償の対象外となるお客様の「重大な過失」または補償が一部減額となるお客様の「過失」となりうる場合につきましては、個別の事案ごとにお客様のお話をお伺いし、対応を検討させていただきます。